

平成 27 年 7 月 15 日

各 位

株式会社 鳥取銀行

とりぎん結婚・子育て資金贈与専用口座の取扱開始について ～ 大切なご家族の未来を応援するお手伝いをさせていただきます ～

株式会社 鳥取銀行（頭取 宮崎 正彦）では、平成 27 年 8 月 3 日（月）より、「とりぎん結婚・子育て資金贈与専用口座」の取扱いを開始いたしますのでお知らせします。

本商品は、平成 27 年度税制改正により創設された「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応する預金商品です。祖父母さま等がお孫さま等へ結婚や子育て資金として贈与される資金をお預け入れいただくことにより、最大 1,000 万円（結婚資金の場合は、最大 300 万円）まで贈与税の非課税措置を受けることができます。

なお、教育資金の贈与については、平成 27 年 4 月より「とりぎん教育資金贈与専用口座」の取扱いを開始しております。

当行は今後も地域のお客さまの様々なニーズにお応えしていくため、商品・サービスの充実に取組み、「お客さまの明るい未来と活力あふれる地域を創造する銀行」を目指してまいります。

記

1. 取扱開始日

平成 27 年 8 月 3 日（月）

2. 取扱店舗

全営業店（ローンプラザ、とっとり砂丘大山支店を除く）

3. 商品概要

ご利用 いただける 方	祖父母等の直系尊属（贈与者）と書面にて贈与契約を締結し、結婚・子育てなどの資金の贈与を受けた 20 歳以上 50 歳未満の個人のお客さま ※「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」に係る預金口座は受贈者お一人につき、1 金融機関かつ 1 店舗に限定されています。								
対象預金	●普通預金（総合口座普通預金のご利用できません） ●口座開設時に「結婚・子育て資金非課税申告書」をご提出いただき、「結婚・子育て資金管理特約」を締結していただきます。								
お預入方法	●口座開設店のみで、お預入いただきます。 ●贈与契約後 2 ヶ月以内の資金を対象とし、当行本支店窓口で結婚・子育て資金非課税申告書等の書類の提出と同時に お預入いただきます。 ●ATM やお振込によるお預入の取扱いは、いたしません。 <table border="1"> <tr> <td>預入額</td><td>100 万円以上 1,000 万円以下</td></tr> <tr> <td>預入単位</td><td>1 円単位</td></tr> <tr> <td>預入期限</td><td>平成 31 年 3 月 29 日（金）</td></tr> <tr> <td>利息</td><td>普通預金の店頭表示利率を適用します。</td></tr> </table>	預入額	100 万円以上 1,000 万円以下	預入単位	1 円単位	預入期限	平成 31 年 3 月 29 日（金）	利息	普通預金の店頭表示利率を適用します。
預入額	100 万円以上 1,000 万円以下								
預入単位	1 円単位								
預入期限	平成 31 年 3 月 29 日（金）								
利息	普通預金の店頭表示利率を適用します。								
お引出方法	●原則、口座開設店の窓口のみでお引出できます。 ●お客さまが結婚等資金のお支払後、当該領収書等を口座開設店にご提出していただき、領収書等の金額を上限に金額をお引出いただきます。								
取扱手数料	無料								

4. お問い合わせ先

最寄りの各営業店窓口までお問い合わせください。

以 上

《本件に関するお問い合わせ》
営業推進部（能勢）・経営統括部（安田）
TEL：0857-37-0245・0260